

運輸審議会答申書（国運審第18号）

主 文

株式会社スターフライヤーの申請に係る混雑飛行場（東京国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、東京（東京国際空港）～新北九州（新北九州空港）間において国内定期航空運送事業を経営するため、本件申請に及んだものである。

申請者の運航計画によれば、新北九州空港が平成18年3月16日に開港することに伴い、同日から当該路線においてエアバス式A320-214型機を使用し、1日12往復の運航を行おうとするものである。

2. 当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討した結果は、次のとおりである。

- (1) 東京国際空港においては、発着規制として、1時間の発着回数について6時から22時台までの間は出発を32回（この出発回数の外枠でA滑走路（34L）からの左旋回離陸対象機に係る回数として、ジェット機にあつては7時台に4回、8時台に1回、また、プロペラ機にあつては1日に2回）、到着を30回（6時台及び22時台は26回）と、また、23時から5時台までの深夜早朝時間帯は発着22回（うち到着10回）とそれぞれ定めるなどの発着調整基準が設けられている。

申請者の運航計画に定める東京国際空港での発着は、他の本邦航空運送事業者を含む同空港の時間帯ごとの使用状況等から判断すれば、この発着調整基準に合致するものと認められる。

また、申請者の運航計画は、東京国際空港における航空機整備等の所要時間及び新北九州空港の航空保安業務提供時間からも妥当なものであり、前記発着調整基準に反するおそれはないものと認められる。

以上により、申請者の運航計画は、航空機の運航の安全上適切なものと認められる。

- (2) 当該路線の運航は、他の本邦航空運送事業者による運航とあいまって、こ

運輸審議会答申書（国運審第18号）

れまで便の設定のない早朝深夜時間帯も含め、より一層の多頻度運航と競争の促進を図り、利用者利便の向上に資するものであること等を勘案すると、本件申請は、東京国際空港を適切かつ合理的に使用するものであると認められる。

3. 以上に掲げる理由により、本件申請は航空法第107条の3第3項各号に掲げる基準に適合するものと認める。